

114  
A 2102



明治十一年八月

大正十一年四月贈

大書記官

議案課

國債局長

書記官

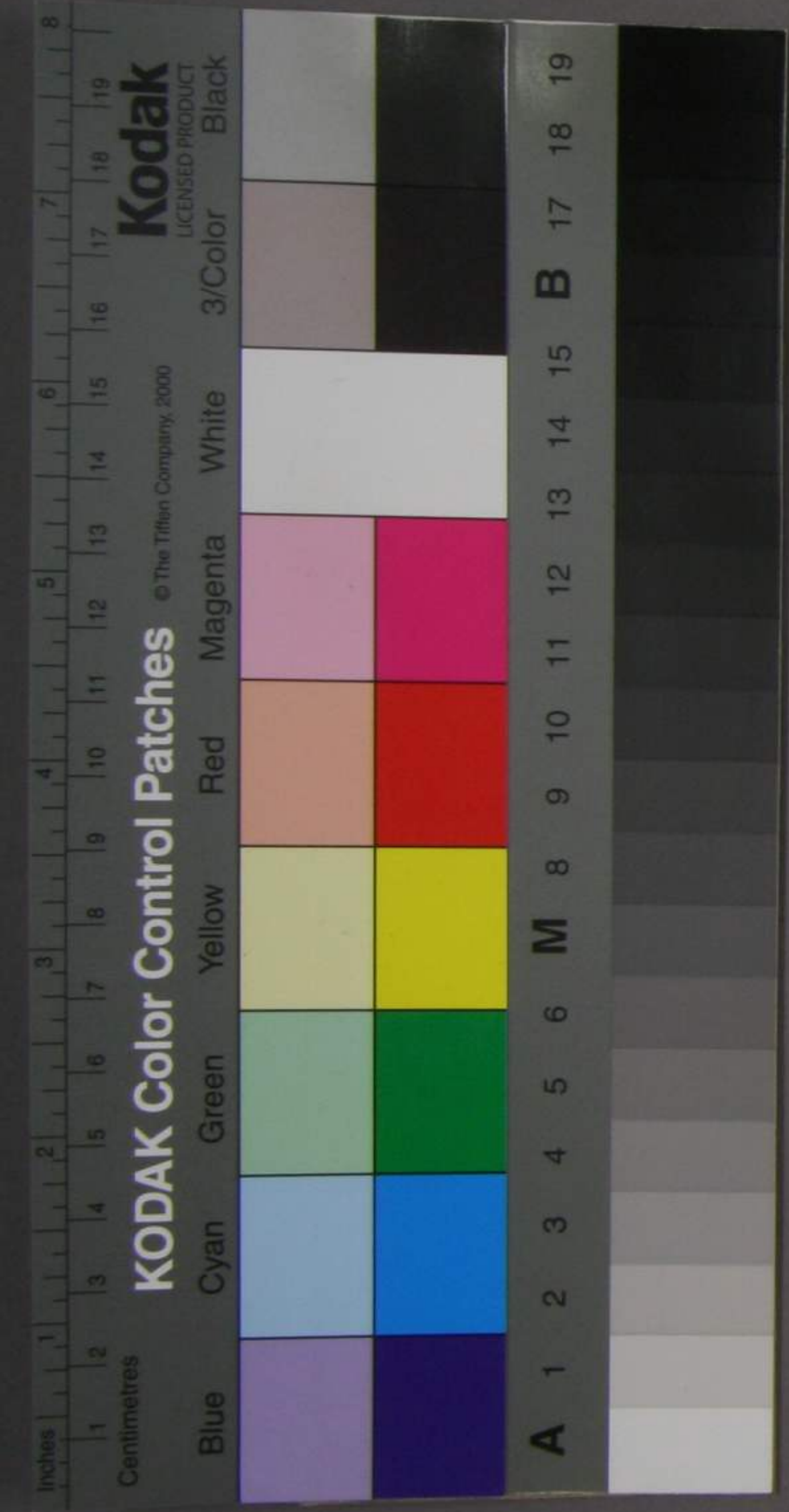
內務卿

庶務局長

書記官

全福公債發行書入質入賣買等解禁并右  
証書保護之義之旨之政官口向案  
去明治九年七月宮福考典祿之書多相成候旨祿  
之以下及相候全福公債發行書之見之各白書入質入  
并賣買等約定致取結候相之旨不都合不少且種

2172





之英軍相生海方子... 於子國親... 協合... 有... 假... 付  
書入質入并... 麥買等禁止... 義大藏省... 同出... 回年...  
事而... 婦... 以其... 布告相成... 假... 處... 今... 假... 金... 福... 公... 債...  
... 書... 各... 府... 縣... 海... 信... 相... 成... 於... 府... 縣... 道... 本... 公... 共... 相... 這... 假...  
... 了... 多... 此... 際... 書... 入... 質... 入... 麥... 買... 等... 義... 被... 差... 許... 假... 也... 可... 然...  
... 在... 假... 自... 然... 右... 日... 解... 禁... 相... 成... 假... 節... 內... 務... 大... 藏... 兩... 省... 別... 紙...  
... 通... 致... 布... 達... 金... 福... 公... 債... 證... 書... 致... 保... 護... 度... 依... 也... 布... 告... 案...  
... 并... 布... 達... 案... 共... 相... 副... 此... 版... 相... 同... 假... 也...

年 月 日

大藏卿  
內務卿

大臣大臣三條實美殿

布告案

金福公債... 証書... 入質入并... 麥買... 約定... 取... 結... 假... 義...  
... 明... 治... 九... 年... 第... 百... 九... 號... 布... 告... 以... 禁... 止... 假... 處... 右... 公... 債...  
... 証... 書... 下... 日... 假... 上... 之... 書... 入... 質... 入... 麥... 買... 致... 假... 也... 不... 苦... 假... 事...

前文何相... 通一般... 布達相成... 候上... 尚又... 別紙... 印...  
... 之... 通... 府... 縣... 也... 以... 內... 達... 相... 成... 可... 然... 哉... 此... 版... 也... 相... 同... 假... 也...



布達案

今般金祿公債證書書入貸入并賣買約定取結候義被差許候処  
從來家祿賞典祿ヲ以テ專ラ生計ヲ營来リ候者共別ニ前途營生ノ  
目的ニ不相立右公債證書ヲ以テ輕ニ敷一時金融ノ便ヲ計リ又ハ日下困難  
相通リ深ク其得失ヲ不顧格外ノ低價ヲ以テ引致シ損耗相招候者往々  
可有之哉之難計候付此際別紙手續書ノ通り右公債證書保護ノ方法  
取設候條望ノ者ハ管轄廳ニ可願出此旨金祿公債證書相渡候者ニ布  
達候事

年月日

内務卿

大藏卿



金祿公債證書保護手續書

第一條

金祿公債證書下付ノ後孤兒寡婦ハ勿論其他何人ニ限ラズ右證書保護方ニ差支ユル等ノ者保護方ヲ本管廳又ハ寄留管廳ニ願出ルニ於テハ各管廳ニ其公債證書ヲ預ケリ預ケ主ハ預リ證書ヲ下付シ其公債證書ニ對シ預ケ主ハ年々利子渡方及ヒ當籤ノ節元金渡方等ヲナス

第二條

金祿公債證書買ニケ方ヲ願フ者ハ本管廳又ハ寄留管廳ニ書面ヲ以テ其旨ヲ申出ヘシ然ル片ハ證書ニ付五分利付ノ分ハ六拾四圓六分利付ノ分ハ七拾三圓七分利付ノ分ハ八拾貳圓一割利付ノ分ハ百圓ノ割合ヲ以買上ケ致ス(ク)付各管廳ニ於テ其願ニ一ヶ月限リ一纏ニ致シ上申書ヲ副(大蔵省(稟請ス(シ)

大蔵省



但大蔵省、都合ニヨリ買上方ニ差止ルヲアル(シ)

第三條

前條ニ所謂金祿公債證書ヲ預リ又ハ買上ケラヌ者ハ令般官廳ヨリ本人へ下賜スル金祿公債證書ニ限ル(シ)此等證書入質入又ハ買入レシ金祿公債證書此例ニ依ハテ得ス

地方官内諭衆

今般金祿公債証書書入質入賣買被差許右公債証書保護ノ儀第  
辨ヲ以及布達候就テハ保護ノ旨趣厚致服膺諸般取扱可致ハ此際  
於地方官一大要務ニ有之候然ニ金祿公債証書取候上ハ目下現金要用無  
之共故ラニ之レヲ賣却シ現金貯蓄可致等心得違ノ者於都下スラ比々有之  
況ヤ各縣ノ僻陬ニ至テハ右等ノ者無之共難申右ハ畢竟公債証書ノ理由ヲ通  
曉不致母子稱貸ノ法ニ於テ共檢益ヲ精算不致ヨリ致心得違候儀ト被相考  
候右布達手續書第二條ハ即テ金祿公債証書ヲ一テ毎ニ一時流通ノ便ヲ計リ  
又ハ困難差迫リ不得已格外ノ低價ヲ以テ致取引損耗相招儀弊害ヲ防ク為  
メ先ツ相當ノ直段ヲ定メ賣買ノ價在平段候儀ニ有之所謂七分利付ノ公債  
証書即テ買上直段ハ拾貳圓ヲ以テ目今募集ノ起業公債証書ノ直段即テハ拾貳圓ニ致比較候得ハ  
起業公債証書ハ無記名ニテ記名ノ公債証書ヨリ百圓ニ付八拾七圓ノ直段有之割合ニ候  
一層便利ニ付一般ノ景氣ニ於テ即價格ハ相違候得ハ差向キ現金要用無之者共右証書賣却等致シ候テハ不利ノ至ニ有之



又有餘金所持ノ者ニ於テ右買上直段即チ八拾ヨリ價格相増買取候共右ノ割  
合ニ付次テ換耗無之真當ニ有之先年秋祿公債証書下付ノ際世上取引直  
段格外ノ低價ニ候處右ハ奉還祿ノ資金ニ付特別ノ詮議ヲ以テ百圓ニ付八  
拾圓ノ價格ニテ於太甚省買上相成キリ其價格ハ其節他一般ノ價格ヨリハ  
高價ニ付統々右公債証書買上方願出候者有之候得共今ヨリ至リ候テハ已ニ  
百圓ニ付百圓餘ノ價格ヲ得景氣ト相成リ先般ノ證例顯ニ有之且追々  
銀行營業致増殖融通便利相成候ニ隨ヒ利息ノ相場ヨリ然ニ下落致シ候  
ハ必然ノ事ニ付此際右買上直段ヨリ價格引上テ買方致シ候者自然有之候得ハ  
共者ハ賣却候共可然儀ニ候得共右ノ理勢ヲ不察矣斷ヲ以テ即今金祿公債  
証書賣却候ハ實ニ慮患ノ至ニ候得ハ假令多ク困難ノ情實有之候共可相成ハ  
共利子ヲ以テ細少ニ生計取統候輩ハ右公債証書賣却不致方幾許欲得分  
可有之候間此譯精細ニ致談論公債証書ハ確實ノ利益アルヲ通曉セシメ  
價格上ニ於テモ各地方一般ノ景氣ヲ振起為致候様厚ク注意可有之候又粵

婦孤兒ノ類其他証書散失ノ懸念アリテ保存ニ難キナルモノハ手續書第一  
條ニ據リ其情願ニ應シ地方廳ニ於テ預リ置キ保護ヲ加フヘク候  
一明治九年第九號ノ公布ニ背キ金祿公債証書讓渡賣買等ノ儀豫テ内  
約取締居候向モ有之式ニ相違甚以心得違ノ事ニ付自然右等ノ者於有之ハ法  
律上無効ノ者ニ付申出次第約定引戻方取計可申且又讓渡賣買等ニテ名  
前書替ノ儀願出候節ハ其都度致注意深ク其原情價格等ヲ取糾ノ上若シ  
解禁以前右公布ニ戻リ保護手續書第二條ノ價格ヲ以テ之ニ内約致居候得  
ハ假令無餘儀情實有之候共本人共ト萬ト談論ノ上其約定ノ棄為致保護  
手續ニ照準シ可致處分候  
右之件々全ク貴官迄及内達候儀ニ付山音深ク被相心得金祿公債証書保護  
ノ旨趣貫徹候様精々尽力可有之候也

年月日  
内務卿  
大藏卿



